

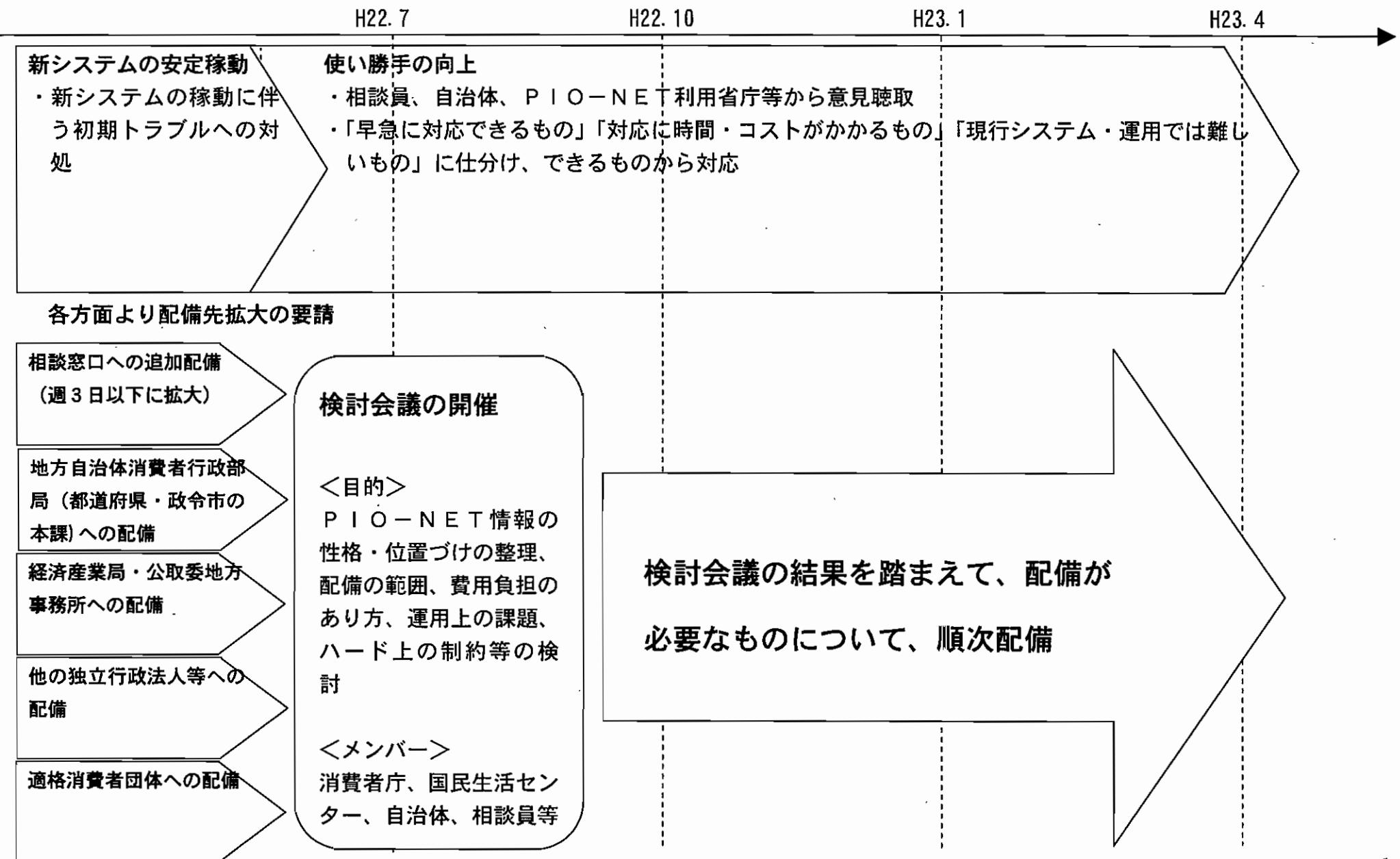
「消費者基本計画」における「工程の明確化」について

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1	<p>全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)の刷新を円滑に実施します。</p> <p>また、受け付けた相談情報をオンライン登録することにより、必要な情報が作成され次第、速やかに集約され、関係機関や相談員にとって、入力作業を含め使い勝手の良い仕組みを構築します。</p> <p>さらに、国におけるPIO-NET端末の設置基準に関する検討を踏まえ、関係機関にこれを追加配備します。</p>	消費者庁 国民生活センター	前段について、平成22年度当初から実施します。 中後段について、順次実施します。	初期稼動時における全国の消費生活センター等の意見を踏まえて実施	継続的に実施 また、全国の消費生活センターや関係機関の意見を踏まえ、適時に改善を実施			
2	関係行政機関、関係機関、地方公共団体等から消費者事故情報等を一元的に集約するための事故情報データバンクを構築し、個人情報保護に配慮しつつ十分な開示を行い、広く国民からの利用が可能な運用を行います。	消費者庁 国民生活センター	直ちに着手し、継続的に実施します。	初期稼動時における消費者の意見、消費者委員会等の意見を踏まえて改善	継続的に実施 また、消費者、消費者団体、消費者委員会等の幅広い意見を踏まえ、適時に改善を実施			
4	<p>消費者安全法及び消費生活用製品安全法における事故情報の報告・公表制度の拡充については、消費者安全法等に基づく情報収集を着実に実施し、重大事故以外の情報の収集状況、消費生活用製品以外の事故情報の収集状況等の検証を行います。</p> <p>これらに基づき、消費者委員会での検討を踏まえながら、必要な措置を講じます。</p>	消費者庁 関係省庁等	前段について、継続的に実施します。 後段について、平成23年度中に結論を得ます。	【情報収集】継続的に実施 消費者安全法、消費生活用製品安全法、隣接制度による事故情報収集状況の検証・国内外の制度調査等を実施	消費者委員会での検討を踏まえながら必要な措置を検討	検討を踏まえた措置・対応	措置・対応を踏まえた情報収集・公表の実施	
7	<p>リコール情報を一元的に収集し、消費者へ分かりやすく情報提供します。</p> <p>また、各種リコール情報を消費者の特性を考慮して分かりやすく周知する方策について検討します。</p>	消費者庁 関係省庁等	直ちに着手します。	リコール情報の収集・消費者への情報提供を実施 リコール情報の周知方策等の検討	検討を踏まえた措置・対応	措置・対応を踏まえたリコール情報の消費者への情報提供を実施		

「消費者基本計画」における「工程の明確化」（補足資料目次）

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	該当頁
1	<p>全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）の刷新を円滑に実施します。</p> <p>また、受け付けた相談情報をオンライン登録することにより、必要な情報が作成され次第、速やかに集約され、関係機関や相談員にとって、入力作業を含め使い勝手の良い仕組みを構築します。</p> <p>さらに、国における PIO-NET 端末の設置基準に関する検討を踏まえ、関係機関にこれを追加配備します。</p>	消費者庁 国民生活センター	<p>前段について、平成22年度当初から実施します。</p> <p>中後段について、順次実施します。</p>	1
4	<p>消費者安全法及び消費生活用製品安全法における事故情報の報告・公表制度の拡充については、消費者安全法等に基づく情報収集を着実に実施し、重大事故以外の情報の収集状況、消費生活用製品以外の事故情報の収集状況等の検証を行います。</p> <p>これらに基づき、消費者委員会での検討を踏まえながら、必要な措置を講じます。</p>	消費者庁 関係省庁等	<p>前段について、継続的に実施します。</p> <p>後段について、平成23年度中に結論を得ます。</p>	2
7	<p>リコール情報を一元的に収集し、消費者へ分かりやすく情報提供します。</p> <p>また、各種リコール情報を消費者の特性を考慮して分かりやすく周知する方策について検討します。</p>	消費者庁 関係省庁等	直ちに着手します。	3

PIONETをめぐる課題への取組み



事故情報の報告・公表制度の拡充

対応方針

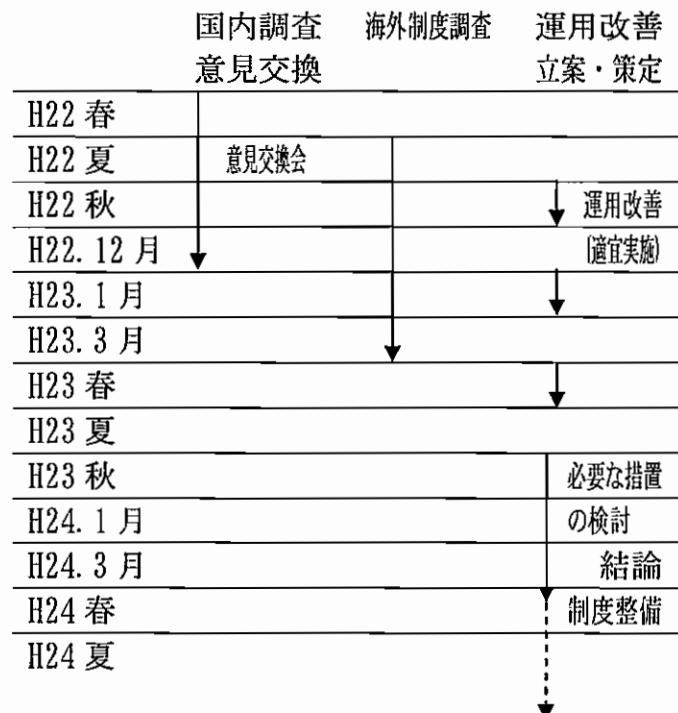
(1) 概要

消費者安全法等に基づく情報収集を継続的に実施するとともに、消費者委員会における検討や、地方公共団体・消費者団体等との意見交換の結果を踏まえながら、現行制度の運用実態を検証し、その改善に努めるとともに、消費者の生命・身体被害に関する情報について、国内における分野別（消費生活用製品、食品、施設・建物、自動車、医薬品、医療、役務 等）事故情報の報告・公表状況等を検証し、また、海外における類似制度の調査結果を踏まえて、事故情報の報告・公表制度の拡充の方向性について検討する。

(2) 主な視点・論点

- ①消費者安全法に基づく通知制度を徹底するための問題点の抽出
- ②事業者等から所管省庁・地方公共団体等への事故情報等報告制度と消費者安全法に基づく通知との連携関係
- ③事業者等の報告義務
- ④危険情報の公表の在り方
- ⑤収集・公表対象となる情報の分類・指標

(3) 工程詳細



リコール情報の収集・提供の在り方

対応方針

(1) 概要

リコール情報を広く収集し消費者への情報提供に努めるとともに、国内外におけるリコール制度とリコール情報の公表の在り方等を検証・調査し、リコール情報を消費者に確実に届け、リコールに基づく回収等の措置が迅速に完了し可及的速やかに消費者の手元からリコール対象品を無くすための方策を検討する。

(2) 主な視点・論点

- ①製品等分野ごと、事業規模ごとのリコール制度・実態の特徴
- ②リコール情報の収集対象範囲・収集元・網羅性
- ③事業者と行政機関との関係
- ④国際的な情報交換
- ⑤リコール情報の発信方法
- ⑥リコール情報を必要な消費者に届けるための工夫

(3) 工程詳細

